

川崎市要保護児童対策地域協議会幸区実務者会議設置要綱

(平成29年4月1日29川幸地支第643号区長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年4月1日18川健ここ第18号）第5条の規定により設置する幸区実務者会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幸区実務者会議は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第3条 幸区実務者会議は、代表者部会及び連携調整部会によって組織する。

(会長)

第4条 幸区実務者会議に会長を置き川崎市福祉事務所長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、幸区実務者会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(代表者部会)

第5条 代表者部会は、別表1に掲げる行政機関、関係機関等により構成し、幸区実務者会議が円滑に機能するための環境整備等を目的として、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 幸区実務者会議の年間活動方針に関すること

(2) 要保護児童対策を推進するための啓発活動や研修に関すること

(3) その他幸区実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者部会に委員長及び委員を置くことができる。

- 3 代表者部会の委員は、構成機関から推薦される者をもって充てる。
- 4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 代表者部会は委員長が招集し、事務局を幸区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下「地域みまもり支援センター」という。）地域支援課に置く。
- 6 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

（連携調整部会）

第6条 連携調整部会は、地域みまもり支援センター及び児童相談所、並びに個別の支援対象児童等に関わりのある関係機関等によって構成し、法第25条の2第2項に規定する支援対象児童等（以下「支援対象児童等」という。）の支援が円滑に実施されるよう、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）支援対象児童等とその支援に係る情報共有、支援方針、主担当機関の決定等に関すること。
- （2）支援を行っている事例の総合的把握（事例の評価及び支援方針の検討）に関すること。
- （3）その他連携調整部会の設置目的を達成するために必要な事項

（幸区実務者会議調整機関）

第7条 幸区実務者会議調整機関は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）幸区実務者会議の事務の総括に関する業務

- ア 幸区実務者会議における協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。
- イ 幸区実務者会議の議事運営に関すること。
- ウ 幸区実務者会議に係る資料の保管に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関する業務

ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等などの連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第8条 幸区実務者会議に出席した者は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幸区実務者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第5条関係）

川崎市要保護児童対策地域協議会幸区実務者会議 構成機関（順不同）

構 成 機 関 名	
1	幸区民生委員児童委員協議会
2	公益社団法人 川崎市幼稚園協会（幸区）
3	川崎市認可保育園 民営保育所（幸区）
4	川崎市公営保育所（幸区）
5	川崎市小学校長会（幸区）
6	川崎市中学校長会（幸区）
7	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 南部地域療育センター
8	公益財団法人かわさき市民活動センター こども文化センター
9	社会福祉法人母子育成会 しゃんぐりらこども家庭支援センター
10	幸区保護司会
11	神奈川県幸警察署
12	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
13	こども未来局こども家庭センター
14	幸区役所地域みまもり支援センター地域支援課
15	幸区役所地域みまもり支援センター保育所等・地域連携担当
16	幸区役所地域みまもり支援センター学校・地域連携担当
17	幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課
18	幸福社事務所
19	幸福社事務所長が指定する者